入　札　説　明　書

1　調達内容

（1）　調達物品の名称及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する灯油の供給（JISK2203に規定される１号灯油）

予定数量　１７０キロリットル（気象条件等により変動する。）

（2）　納入期間

令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで

（3）　１回当たりの納入数量

８キロリットルから12キロリットル程度

タンクローリーの積載容量は16キロリットルまでとする

（4）　１月当たりの納入回数

４回から７回程度

（5）　納入場所

鳥取県倉吉市東昭和町 150　鳥取県立厚生病院

2　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（2）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

（5）　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

3　契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4　配布資料

（1）　入札参加資格確認書　（様式第１号）

（2）　質問書　（様式第２号）

（3）　委任状　（様式第３号）

（4）　入札書　（様式第４号）

（5）　契約保証金免除申請書　（様式第５号）

（6）　電子契約同意書兼メールアドレス確認書　（様式第６号）

5　入札手続等

（1）入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先

〒682－0804　鳥取県倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当
電話　0858－22－8181
電子メール　kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680－8570　鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話　0857－26－7431

（３）　入札説明書等の交付方法
令和８年11月９日（月）から同年11月24日（火）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/）から入手すること。

（４）郵便等による入札
ア　可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所
ア　日時
令和８年 12 月 15 日（火）午前１１時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 14 日（月）午後５時とする。

イ　場所
鳥取県倉吉市東昭和町150　鳥取県立厚生病院　第１会議室（外来・中央診療棟５階）

６　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付
本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより５の（１）の場所に令和８年11月27日（金）正午までに提出することとし、必ず質問書提出について５（１）の場所へ電話連絡することとする。原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答
（１）の質問に対する回答については、令和８年12月１日（火）午後５時までにインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/）によりまとめて閲覧に供する。

７　入札者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」）として８の事前提出資料を作成の上、５の（１）の場所に令和８年11月24日（火）午後５時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（３）事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出資料は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

（５）提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

８　事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第１項の規定による石油販売業の届出を行っている者であることを証明する書類の写し

９　入札参加資格の審査について

（１）７の(１)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和８年 12 月３日（木）までに通知する。

（２）(１)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和８年 12 月７日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）(２)により説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和８年 12 月９日（水）までに書面により回答する。

１０　入札条件

（１）　入札は、紙入札による。

（２）　入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。

ア　入札書（様式第４号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず本件調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

イ　本入札は、入札差額が最も低い金額をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。（入札差額は小数点以下第１位まで記載する事が出来る。）

ウ　契約は単価契約とし、契約の単価は、契約日に適用となる県庁単価に見積書に記載した入札差額を増額又は減額した額を本契約における単価とする。

なお、契約日以後県庁単価の変更が行われた場合は、変更後の県庁単価に入札差額を増額又は減額した額を本契約における単価として適用するものとする。

（別紙　単価変更説明書参照のこと。）

（３）　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（４）　代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第３号）を５の(１)の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（５）　委任状及び入札書の宛名は、「鳥取県立厚生病院　院長　齊藤 博昭」　とする。

（６）　再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（７）　再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（８）　入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第１回」、「第２回」及び「第３回」と回数を明記し、提出すること。なお、郵送の場合、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（９）　入札者は、入札書の記載内容をまっ消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

(10)　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

(11)　入札者は、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
(12)　入札後、本件公告、仕様及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

１１　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）　契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額に１の（１）の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 18 条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

１２　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）　本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
（２）　入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（５の(４)の場合を除く。）のした入札
（３）　入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
（４）　他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者のした入札
（５）　委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
（６）　入札に際し、不正の行為があった者のした入札
（７）　１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札
（８）　政令、会計規則、財務規程、本件公告及びこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
（９）　記名押印のない入札書による入札
(10)　入札書を鉛筆で記載した入札
(11)　入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

１３　契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

１４　専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県倉吉市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

１５　落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

１６　契約書作成の要否

要

１７　手続における交渉の有無

無

１８　電子契約サービスについて

発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、入札の手続に関する担当部局に提出すること。 なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

１９　その他

（１）　市況の変動により契約金額が著しく不適当となったと認めたときは、甲乙協議の上で契約金額を変更できるものとする。

（２）　入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（３）　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（４）　本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（５）　契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札金額に１の（１）の予定数量を乗じて得た金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者がカ又はキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　業務の履行不能が明らかであるとき。

イ　業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ　業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ　前各事項に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ　受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条に違反する行為又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を､受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知

りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（６） 11 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を５の（１）の場所に提出すること。

（別紙）単価変更説明書

単価変更履歴及び契約金額の例

（単位 ： 円）

期間	鳥取県石油協同組合が通知する「鳥取県庁納入価格について」に基づき適用された県庁単価の実績。 1ﾘｯﾄﾙ当たり単価	（例1） 入札書で減5．0円と提示した場合の契約額	（例2） 入札書で増2．0円と提示した場合の契約額
R7.4.1～	134	129	136
R7.5.19～	131	126	133
R7.6.2～	129	124	131
R7.6.9～	125	120	127
R7.6.30～	128	123	130
R7.7.7～	130	125	132
R8.1.12～	128	123	130
R8.2.23～	128	123	130
R8.3.9～	130	125	132
R8.3.16～	163	158	165
R8.3.23～	145	140	147
R8.3.30～	139	134	141
R8.4.1～	148	143	150
R8.4.6～	143	138	145
R8.4.27～	145	140	147
R8.5.4～	145	140	147
R8.6.22～	145	140	147
R8.6.29～	145	140	147
R8.7.13～	145	140	147
R8.7.20～	145	140	147
以降適宜改定			

※金額は消費税及び地方消費税を含む額

県庁単価の改定に合わせ、入札差額による算出により契約額が変更される。

鳥取県石油協同組合が納入実績、組合員の実績等を基に適宜改定する。